

事業計画

平成 27 年 4 月からすべての障害児・者に専門的な相談支援体制が制度化され平成 30 年 4 月に初めての報酬改定をむかえる。

相談支援センターつ・き・かは開設以来、障害者の生活を支援するにあたり、なくてはならないものと自負している。

しかしながら、報酬単価はサービス体制を充実させる金額どころか下がる予定である。毎年、多くの赤字を抱えながらも障がい当事者の生活を支援するため踏ん張ってきた。この単価には正直、憤りを感じている。

法人としてこの事業を支えていく所存ではあるが、相談支援体制については人、金とも厳しい運営状態が続いている。

一方、契約者については年度当初から新規の問い合わせが続いているが、新しい契約はできていない状態である。

運営状況を優先すればまだまだ契約者を増やす選択もあるが、職員 1 名の相談体制でこれ以上の対応ができない点、また既存利用者への充実したサービス提供を優先したいとも考えており新規利用者との契約はお断りしている。

毎年、大きな赤字を余儀なくされている事業ではあるが、利用者がサービスを利用するためにはどうしても必要な事業である。このような実情を法人関係者が認識し本年度も事業継続をしていきたい。

1. 利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、当該等利用者も地域における生活に必要な活動に関する相談、その他必要な支援を行います。
 - ・障がい福祉サービス利用のためのサービス等利用計画の作成
 - ・最低半年に 1 度以上（利用者毎に期間は異なる）の利用計画の見直し
2. 計画相談実施者数
 - 現在有効契約者 106 名
3. 職員配置
 - 管理者・相談支援専門員（兼務） 1 名
4. サービス提供日
 - 月～金 8：30～17：00